

日本赤十字豊田看護大学 ヘルスプロモーションセンター規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本赤十字豊田看護大学学則（以下、「学則」という。）第51条第2項の規定に基づき、ヘルスプロモーションセンター（以下「センター」という。）の方針及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(方 針)

第2条 センターは、学則第1条に規定する本学の理念・目的を達成するために、地域の知の拠点として、看護専門職等や地域住民を対象とした生涯学習等を企画、運営するとともに、行政機関、他大学・研究機関、産業界及び高等学校等との連携により、地域の多様な健康課題を共に考え、解決に向けた教育や実践活動を継続的に支援することを通して社会に貢献する。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長の選考及び任期等については、センター長選考規程に基づく。

(地域連携委員会)

第4条 センターの業務を円滑に運営するため、地域連携委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は教授・准教授・講師または助教の各職位からそれぞれ1名以上で構成され、委員長はセンター長をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、委員会にその他の職員を加えることができる。

4 委員会はセンター長が召集する。

(委員会所掌事項)

第5条 委員会は、組織分掌規程第10条に定める次の各号について企画し推進する。

- (1) 地域の保健・医療・福祉の向上に関すること。
- (2) 公開講座の企画及び実施に関すること。
- (3) 地域医療従事者を対象とした研修会の企画及び実施に関すること。
- (4) その他ヘルスプロモーションに関すること。

(庶務)

第6条 センターの庶務は、企画・地域交流課で行う。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター及び委員会の運営に関して必要となる事項は、その都度協議し、経営会議の議を経て学長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和5年6月19日から施行する。